

「復興特区制度の早期実現に向けた提言」のポイント（公明党案）

公明党は、復興特区制度の早期実現に向けた提言を取りまとめました。

復興特区制度は、内閣総理大臣が一定の被災地域を復興特区として指定し、規制の特例措置、税制・財政・金融上の特別の措置をパッケージとして適用することにより、被災地域における復興の取組を迅速かつ強力で支援するものです。

ポイント1 強力な法人課税の特例措置で被災企業の再生と企業誘致を推進

指定地方公共団体が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた復興特区計画に基づく事業を行なう法人に対し、投資税額控除（取得価格の 30%）、特別償却（取得価格の 100%）、所得控除（課税所得の 35%控除、適用期間 10 年）の選択適用を可能とする法人課税の特例を創設します。

ポイント2 条例による法律の上書き権を認め、被災地が主体となった迅速な復興を支援

これまでの特区制度では、法改正を要する規制の特例措置の実現には時間がかかっていましたが、法律による規制を条例によって上書きすることを認めることで、国会閉会中でも特例措置の追加が可能となり、被災地が主体となった迅速な復興が可能となります。

※ 国と地方の協議会における協議、国会における事後チェックの仕組みで条例の適正性を担保します。

ポイント3 土地利用再編計画の認定による迅速なまちづくり

津波による甚大な被害を受けた市町村は、土地利用再編計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることができますこととします。当該認定を受けた場合には、計画に位置付けられた個別法（都市計画法、農業振興地域整備法、森林法等）に基づく開発許可等を不要とするとともに、手続一元化措置により、ワンストップで迅速なまちづくりを可能とします。

ポイント4 復興特区ごとに国と地方の協議会を組織し、迅速に規制の特例措置等を追加

復興特区ごとに組織する国と地方の協議会において、被災地からの新たな規制の特例措置等の提案について協議し、迅速に実現させる仕組みを設けます。

国と地方の協議会の実質的な協議を行うため、各府省職員による復興特区支援チームを組織し、現地におけるワンストップの意思決定に努めるとともに、事前相談にも対応します。

各府省が有する各種現地情報を一元的に集約・整理し、活用できる仕組みを設けます。